

日本植民地時期台湾における小作慣行と蓬莱米栽培

堤 和幸

はじめに

近年、いわゆる台湾史研究の進展はめざましく、就中、米穀流通をはじめ日本植民地時代の農業経済に関しては、歴史学及び経済学双方からのアプローチによって、様々な成果が公表されている。

しかしながら、台湾の小作慣行の実態が如何なるもので、日本の統治期を通してどのような変化を遂げたのかについては、ほとんど正面から取り上げられていないというのが現状である(1)。それは、戦前において『台湾農事報』などを中心に発表された多数の論説や、その成果をベースとし、川野重任氏が『台湾米穀経済論』の中で論及した小作慣行の“実態”が、戦後ほとんど再検証されることなく定説化してきたということでもある。川野氏は、植民地期台湾の米穀経済にとって蓬莱米の登場が果たした役割を重視し、いわゆる米糖相剋問題の存在を主張したことで知られている。同氏は小作慣行の変化についても内地種米(蓬莱米)の出現・普及が大きく作用したという認識を示しており、この点については基本的に筆者も同感である。ただ、具体的にそれがどのような変化をもたらしたのか、また、日本統治期の小作慣行の変遷を蓬莱米との関係だけで説明し得るのか、議論を深め、問い直すべき点は少なくないと思われる。因みに、米糖相剋については、すでに川野氏の見解に対する批判的な立場からの検証作業が開始されている(2)。

小稿においては、このような問題意識の上に立って、蓬莱米栽培との関係を念頭に置きながら、特に小作料をめぐる慣行を中心に、その実態と変化の状況を可能な範囲で明らかにしたいと思うものである。

I. 台湾の小作慣行

松田吉郎氏によると、台湾における小作慣行の概要は以下の13点に整理できる(3)。即ち、①小作契約は口頭によるものが多く、書式契約が少ない。②小作期間の定めがない場合が多く、また、あっても短期間で中途解約できる。③水田小作料において第一期作の小作料納入の割合が非常に高い。④畑小作の小作料は前納が多い。⑤小作代を金納する場合、地主だけで換算価格を決定することが多い。⑥小作料の品質についての定めがなく、小作争議の原因となりやすい。⑦鉄租(定額地代)が多く、不作の時など小作人圧迫の原因となっている。⑧地主が簡単に小作料を引き上げる。⑨墾地金(小作保証金)が高額であり、小作人の退佃時に利子を返還しない。⑩佃頭が多く存在し、耕地の転貸が盛んであ

る。それが小作料の高額化、小作関係の複雑化、業佃間の疎隔化を促進している。⑪中部以北では、定頭金（契約時の手付け金）の授受が一般的である。⑫小作人住宅である田寮が付随するものがあり、地主よりの束縛の一因となっている。⑬小作料受け渡し小作人住宅で行われるため、保管中の籾の減少や損失は小作人負担となっている。

こうした慣行の概要は、主に 1920 年代～ 30 年代にかけて総督府殖産局を中心に実施された調査をもとに描き出されたものである。従って、いつごろから、どのような条件のもとに、どの地域を中心に成立してきたのかなど、具体的なことについては未解明な部分が多く、清朝時代からの連続性と不連続性を明らかにするといった作業も手付かずのままとなっている。つまり、調査そのものが台湾農業の発達と、その延長線上に“内地”への米の安定供給を見据えたものであったため、調査結果が静態的な側面を有していたことはやむを得ないところである。小稿では、そうした資料の性格を踏まえた上で、小作料に関する問題を中心に検討を進めていきたいと考える。

そこで、課題と考える点を整理してみよう。まず、第一期作での小作料納入の割合が高いという点について。川野氏は「蓬莱米は内地の端境期に出る関係で第一期作の場合が第二期作のそれよりも高い(4)」「小作料の収納が第一期作に偏していることは、産米分配の過程に於ける地主の立場よりする経済的合理主義の浸透、経済者としての地主の成長を物語るものと云ふべきである(5)」と述べている。つまり、“内地”の端境期に対応させるために、地主は蓬莱米を第一期作として栽培させ、その早期収穫米を小作料として納めさせるようにしたということである。小作料の第一期作への傾斜は、大正 11 年(1922)以降の蓬莱米栽培の普及と、日本“内地”での高値による取引がその要因であるという見方は、戦後においても批判的に検証されることなく現在に至っている。

次に小作籾の品質について。蓬莱米の登場によって地主は在来種での小作料納入を嫌うようになり、当初は蓬莱米での納入の場合に小作料の一部減免措置を実施するなどして、蓬莱米栽培を奨励したとされる(6)。しかし、地主のこうした行動が広く一般的であったのか、また地域的な特徴は見られないのかなど、鉄租慣行との関係も含め実態は不明な部分が多い。蓬莱米の登場・普及によって、小作慣行としての籾の品質や額にどのような変化が起きたのか、明らかにしなければならない。

さらに、小作料と蓬莱米の関係については、川野氏は「極めて通俗的な表現を用ひるならば」と断った上で、「蓬莱米を作るようになって小作料が高くなった。在来米を作る場合には自作・小作間に大した差はなかったが、儲けもなかった。蓬莱米の場合は勿論儲けはあるが、自作の方がうんと有利だ。小作料に余計納めるからだ(7)」と述べて、小作料上昇の要因を蓬莱米栽培に求めている。見方を変えれば、蓬莱米の出現を背景に、一時的には小作料の減額措置や優遇策を実施したものの、当然のこととして、“経済者として成長した”地主層は、小作料の引き上げを図ったということである。では、そのことがどれだけ具体的に実証されているかということ、とても十分とは言えない。しかも定額租を基本にしていたとはいえ、小作料の額だけでなく、小作料の率がどのような動きを示したかに

ついて、きちんとした分析が行われなければならない。そして、この小作料の上昇という点について論じようとするれば、特に蓬莱米との関係において、墾地金の問題についても検討の対象にすることが求められるであろう。

II. 水田小作料の一期作傾斜について

1939年(昭和14年)、劉英漢氏は地主が小作料を二期作に等分して取ろうとしないのは、経済的な理由にのみよるものだとして、その原因を4点あげている(8)。即ち、

- 一期作初めの値段が高いこと。蓬莱種の場合は比較的少ないが在来種の場合は相当開きがある。
- 負債に対する利子の支払期が七月末日とする場合が多い。(旧慣による)
- 第二期作の稲は風水害に対する被害率が高く、ともすれば其の損害に対し分担せしめらる虞があること。
- 第二期作初めが玄米調製の歩留が低いこと。

1936年(昭和11年)2月に総督府殖産局より刊行された『台湾に於ける小作事情と其の改善施設』四、小作慣行 にも

二期作田の小作料は二回に分納す。即ち七月(新)中に契約額中の五割乃至七割を納め、残額は大体十一月乃至十二月(新)中に納む。収穫直後より十日以内に納むる慣行ある地方(高雄)あり。分納割合は七：三、六：四、五：五等地方によりて異なるも、北部にありては風水害等の為、第二期作の収穫不安定なる地方にありては、第一期作収穫後全納することあり。南部にありては分納割合五：五なること普通なり。とあり、特に北部における小作料の納入が一期作に偏っていたことを窺うことができる。しかし、こうした状況を肯定的にとらえるならば、これが蓬莱米普及によるものであるのかどうか、いわゆる「蓬莱米以前」の慣行との比較検討がなされなければならないはずである。そこで、米作が盛んであった台北と新竹の両地域に分けて、蓬莱米栽培が開始された1922年(大正11年)以前になされた調査の結果と、その後に殖産局を中心としてまとめられた調査資料とを比較検討してみることにしたい。

(1) 台北地域における小作料分納状況

明治から大正にかけての資料が乏しい中、『台湾日日新報』(以下『新報』と略す)明治38年(1905)8月6日の「台北付近田園小作料」という記事には、

(小作料は)毎年二回の収穫後、乃ち陰曆六月と十月とに分ちて一期に六分、二期に四分を支払ふものなるが、中には五分宛にて支払ふものもあり。とある。二十世紀初頭の台北地域において、小作料納入の割合は、一期作6：二期作4というのが平均的な状況であったと見ることができよう。これに対し、蓬莱米生産が始まっ

て間もない 1927 年(昭和 2 年)と、蓬莱米の移出割合が高止まり状態にあった 1936 年(昭和 11 年) 6 月(表 1 参照)における分納割合を示したものが表 2 である。

表 1. 蓬莱米の生産・移出、及び生産量に占める移出量割合の推移

年代	生産量(千 t)	移出量(千 t)	移出量の割合(%)
1928	2 3 2	1 4 5	6 3
1929	1 8 5	1 5 0	8 1
1930	2 5 8	1 5 3	5 9
1931	2 7 3	2 2 8	8 4
1932	4 2 0	3 1 6	7 5
1933	4 8 9	4 1 2	8 4
1934	6 1 2	5 5 0	9 0
1935	6 4 2	5 0 8	7 9
1936	6 6 2	5 1 9	7 8
1937	6 8 3	5 3 6	7 8
1938	7 5 3	5 8 8	7 8
1939	6 8 5	4 3 4	6 3
1940	6 1 5	2 9 2	4 7
1941	6 8 2	2 1 9	3 2
1942	7 6 8	2 1 4	2 8

(出典：『台湾農業年報 昭和十八年版』 p.20,21 及び総督府殖産局・農商局食糧部編『台湾食糧要覧』各年版より作成。百トン以下四捨五入。)

表 2. 小作料に占める第一期作分納割合

地方別	田	
	物 納	
	平 均 (%)	
	昭和 2 年	昭和 11 年
台北州	6 3, 7	6 5
七星郡	5 5	5 6
淡水郡	7 4	9 2
基隆郡	7 2	6 8
宜蘭郡	7 0	7 0
羅東郡	7 0	6 9
蘇澳郡	7 3	7 1
文山郡	5 3	5 3
海山郡	5 4	5 5
新莊郡	6 0	6 0

(出典：総督府殖産局『耕地貸貸経済調査 其の一』及び台北州勸業課『台北州の小作事情と其の改善施設概要』第六表「年小作料に対する第一期(回)分納割合調」より作成)

表 2 を見ると、淡水郡を除き小作料の一期作への偏重はほとんど見られない。表 1 と考え合わせると、蓬莱米の“内地”移出が 8 割近くを占める状況が続いていた時期においても小作料の一期作への偏重が急激に進行していたことを裏付けることはできない。平均的に見た場合、1905 年、1927 年と比較しても、それほどの変化は見られないというのが台北地域に対する率直な印象である。限られた資料であるため、印象という言葉を使わざるを得ないが、現時点では、これが台北地域の実態を映し出しているものと考えたい。

(2) 新竹地域における小作料分納状況

新竹については、蓬莱米出現以前の小作料の分納状況を知る手掛かりがいくつか残されている。まず、清朝統治期から明治期にかけての状況を見ておきたい。

表3. 小作契約書に見る小作料の納期

契約時期	地域	納期	出典
嘉慶6年(1801)	台中	2回	『台湾私法附録参考書』第一卷上
嘉慶7年(1802)	台中	2回	『清代台湾大租調査書』第一冊
道光11年(1831)	彰化(台中)	2回	同上
道光16年(1836)	?	2回	同上
咸豐2年(1852)	彰化(台中)	2回	同上
咸豐9年(1859)	半線(台中)	2回	同上
同治11年(1872)	三角街圳下大菜園	2回	同上
同治11年(1872)	後莊仔莊水(大甲?)	2回	同上
同治13年(1874)	彰化(台中)	2回	同上
光緒3年(1877)	彰化(台中)	2回	同上
光緒4年(1878)	?	2回	同上
光緒7年(1881)	新竹	早期1回	『台湾私法附録参考書』第一卷中
光緒9年(1883)	台中	2回	『清代台湾大租調査書』第一冊
光緒9年(1883)	中崙莊(新竹)	早期1回	『台湾土地慣行一斑』第三編
光緒9年(1883)	東勢加禮標庄(台中)	2回	『台湾私法附録参考書』第一卷中
光緒13年(1887)	三角店公厝(新竹)	早期1回	『清代台湾大租調査書』第一冊
光緒15年(1889)	大湖四寮坪(新竹)	早期1回	同上
光緒17年(1891)	茅埔庄(新竹)	早期1回	『台湾私法附録参考書』第一卷中
光緒18年(1892)	苗栗(新竹)	2回	『台湾古文書集』
光緒18年(1892)	?	2回	『清代台湾大租調査書』第一冊
光緒21年(1895)	彰化(台中)	2回	同上
光緒25年(1899)	大屋坑	2回	同上
光緒25年(1899)	彰化(台中)	2回	同上
光緒27年(1901)	國姓井莊東勢洋(台中)	2回	同上
明治31年(1898)	員山堡鎮平庄(宜蘭)	2回	『台湾私法附録参考書』第一卷中
明治32年(1899)	頭圍堡金面山庄(宜蘭)	2回	同上
明治32年(1899)	下四圍堡車路頭庄	早期1回	同上
明治33年(1900)	白地粉庄(新竹)	早期1回	同上
明治34年(1901)	東勢順安庄(台中)	2回	同上
明治38年(1905)	後龍(新竹)	早期1回	同上
明治42年(1909)	桃園庁桃澗堡(新竹)	早期1回	『桃園新竹苗栗三庁管下小作制度調査』(七)
明治42年(1909)	後龍(新竹)	早期1回	同上
明治42年(1909)	新竹庁竹北二堡	2回(早期86%)	同上

この時期においては、組織的な小作慣行調査というものはほとんど実施されていないが、残存する数少ない小作契約書の内容を見ていく中から、小作料納期の地域的な特徴について若干の推察が可能である。表3からは、契約書が残る19世紀初め以来、新竹地域ではほとんどが第一期作において小作料を全納していたことがわかる。この点については、大正6年(1917)7月に新竹庁農会が刊行した『新竹庁下ニ於ケル小作慣行』(大正4年調査)第五 小作料納入ノ方法 にも「概シテ云ヘバ水田ハ普通第一期作ノ収穫ヲ終了シタルトキニ於テシ、・・・」とあり、二回に分納するものについては、「七月中ニ所定小作料ノ八割ヲ納入シ残二割ヲ十一月若クハ十二月(二期作収穫後)末迄ニ支払フモノニシテ山間地方ニ於テ多ク慣行セラル」と記している。表3を見ると、確かに新竹地域にあっても二回に分納する地区もあるが、一期作での納入割合が極めて高い。1910年代半ばの時点においては、小作料の一期全納という清朝時代以来の慣行がほぼ引き継がれていたものと考えられる。

これに対して、蓬莱米栽培が軌道に乗った昭和7年(1932)10月に殖産局農務課が調査し、翌8年11月に発表した『台湾に於ける小作慣行 其二(新竹州管内)』十七、小作料の納期及分納割合 には、

両期作田は第一期(旧五、六月)及第二期(旧九、十月)収穫後乾燥の上二回に分納する地方多きも、第一期に全納(「一旦清」「一季清」「一冬清」)する地方(中略)も少なからず。

とあり、さらに続けて二回に分納する地区と分納の割合を細かく記している。

以上のように、新竹においては清朝統治時期から第一期作に小作料を全納する習慣が一般的であり、蓬莱米の普及と結びつけて説明するのは適当でない。

では、新竹地域でこのような小作料納入の慣行が成立した背景には何があったのであろうか。一つは殖産局の調査資料も言及し、劉英漢氏も指摘しているように、台湾島の北西部に位置する新竹地域沿岸は夏から秋にかけて台風被害に遭いやすく、二期作の作柄が不安定であったために、地主が第一期作による小作料納入を求めたことが大きな要因であった。しかし、既に紹介した劉英漢氏の見解にもあるように、蓬莱米に限らず、むしろ在来米の方が一期作米と二期作米の値開きが大きく、収穫時のリスクを自然災害にだけ求めることはできない。『新報』明治44年3月3日の「桃園庁下小作習慣」では「此地方は最一冬清広く行はれつつあり。これは第二期作の水利不安なるを以て業主は一冬清を以て確実なるものとして業主租谷を廉にしても之を歓迎するが為めなり」と述べている。水利施設の不備から来る二期米収穫の不安を抱える地主は、一期作からの小作料徴収に執着したのである。これに対し、小作人がこのような地主側の要求をはねつけることができなかったのは、基本的に業働間の力関係において地主側がはるかに優位に立っていたからだと考えられる。『新報』明治42年1月16日「桃園庁の小作制度(一)」は次のように伝えている。

本島の農業経済状態を概観するに、南部より北上し苗栗庁に入ればやうやく業主の権力強大なるを感じ、新竹・桃園に至り其最も甚しきものあるを認むべし・・・・・・

加ふるに其小作料の取立てにも南部に在りては田の小作料は第一、二期各一半宛を分納するを一般の習慣とするも、北部に在りては収穫の確実にして且つ米質の良好なる第一期に於て其八分又は七分を徴し、就中新竹・中港の如きは其全額を第一期に於て徴収し、……

自然災害説の背景には、新竹地域特有の業主権の強大さがあつた。そのために、様々な小作制度の弊害があることは早くから認識されており、特に桃園庁においては、既に明治40年(1907)から42年(1909)にかけて、小作慣行の改善事業に着手していたほどである(9)。

「桃園庁の小作制度(二)」(明治42年1月17日)によると、小作慣行が不安定で問題多き背景には、「元来同庁下の地主は他庁下の者多く、業主小作人地を異にし郷党的親睦の情を見る能はざる」状況があつたということである。そのため、一種の中間地主的性格を持つ佃頭が業佃間に介在して、敷金である積地金をピンハネしたり、小作料をつり上げたりする行為が横行していたという。このように新竹地域の特徴として、強権を行使し広大な土地を所有する不在地主の存在と、小作地を転貸して中間搾取的な状況をつくり出していた佃頭の存在があり、地主側に有利な一期作全納という慣習が出来上がっていたものと考えられる。佃頭については、どのように成立・拡大していったのかや、他地域との比較など、清朝統治時代を含めた実態解明が必要であるが、ここでは状況の紹介にとどめたい。

さて、「桃園庁の小作制度(一)」の記事に見える“一期作の方が収穫が確実で米質も良好である”という一節について、もう少しふれておきたい。『新報』明治39年(1906)5月29日の記事「稲の作付と収穫」には、

一期作は米が良く二期作は比較的悪きを例とす。……即ち、一期米は二等米多く二期米は三等米多し、又一等米となるもの一期米は二期米より多く、等外と下落する者は一期米よりも二期米の多き割合なり。

とある。既に示したように、在来種においては一期作籾の方が二期作籾よりはるかに高値で取引されていることは劉英漢氏も指摘している。これまで一期作蓬莱米が日本“内地”の端境期に当たる点を重視して小作料の前期偏重という事態が説明されてきたが、実際には在来種においても一期作籾を納入させた方が地主にとっては格段に有利であつたわけで、それに自然災害や水利施設の不備というリスクを総合すると、地主の選択は当然のものであつた。そして、それが一般化し慣習化する背景には、強大な地主権力とそこから生まれた地域状況が大きな役割を果たしていたと考えることができよう。

小作料の一期作偏重は蓬莱米以前からのものであり、少なくとも蓬莱米の出現によってそれが劇的に促進されたとは考えにくい。むしろ清朝統治時代からの小作慣行の延長線上に位置付けるべきであろう。

(3) 小結

以上、台北・新竹の両地域を対象として検討してみた結果、蓬莱米の生産と“内地”への移出が拡大した期間において、第一期作の蓬莱米を小作料として徴収する傾向が強まっ

たという見方は必ずしも妥当性がないことがわかってきた。このことに関しては表4にも注目しておきたい。川野氏もこの資料を提示しているが、なぜ蓬莱種粉での小作料納入割

表4. 小作料粉種類別割合(%) [昭和11年調]

地方	自田出粉	蓬莱粉	在来粉	糯粉
台北州	28	15	55	2
七星郡	74	16	5	5
淡水郡	17	26	50	7
基隆郡	—	25	75	—
宜蘭郡	10	2	88	—
羅東郡	3	—	96	—
蘇澳郡	1	—	99	—
文山郡	16	3	81	—
海山郡	25	22	51	2
新莊郡	57	23	18	2

(出典：『台北州の小作事情と其の改善施設概要』)

第五表、小作料粉種類別割合調査より作成)

表5. 蓬莱米・在来米の価格差の推移(円)

年代	蓬莱米	在来米	価格差
1925	14,37	10,68	3,69
1926	12,38	10,13	2,25
1927	11,49	8,30	3,19
1928	9,59	8,22	1,37
1929	9,48	8,39	1,09
1930	8,81	7,08	1,73
1931	5,58	4,55	1,03
1932	6,89	5,86	1,03
1933	7,10	6,17	0,93
1934	8,00	6,89	1,11
1935	9,98	9,08	0,90
1936	10,53	9,47	1,06
1937	10,68	8,98	1,70
1938	11,35	9,92	1,43

(出典：川野重任『台湾米穀経済論』第一五四表

尚、蓬莱米は基隆貨車渡、在来米は高雄倉渡相場で、共に玄米三等百斤建て)

合がかくも低いのか、裏返せば在来種粉や納入品種を限定しない自田出粉が多い理由は何か、明確な答えは見あたらない(10)。

そこで、農業政策との関係について考えてみてみたい。すでに知られているように、蓬莱米の“内地”への移出増大は台湾米と日本米の相剋という状況を生み出した(11)。台湾米や朝鮮米の大量移出が内地米の生産に影響を及ぼす事態となり、日本政府・植民地政府共に対策を迫られることとなった。そこへ1930年から33年にかけての内地米の大豊作が追い打ちをかける形となり、1932年、総督府はついに「農地統制令」を公布して米の減産を打ち出し、翌33年には「米穀統制法」を実施して“内地”への移出を制限、さらに1934年(昭和9)からは補助金を出して甘蔗への転作を奨励することになった(12)。この間の価格動向を示したのが表5である。ここからは蓬莱米と在来米の価格差の縮小がわかる。蓬莱米の生産増加が進む中で、在来米との価格差はむしろ接近していたことに目を向けねばならない。蓬莱米の生産は大量の肥料を必要とする。単位面積当たりの収量は増加する

ものの、豆粕などの肥料代支出は生産農民にとってかなり大きな負担であった(13)。さらに、表5から1930年代前半の米価を見ると、低迷時期と内地米の大豊作が伝えられた時期がほぼ一致する。つまり台湾の米価は日本“内地”の米穀需給状況の影響下で価格変動を繰り返していたということである。この点は大正時代まで遡って検討を加えれば、より明確になるが、それについては次章以下に譲りたい。

さて、以上の点から考えると、蓬莱米生産がようやく軌道に乗りだした1930年代においても、地主にとっては蓬莱米ほどのリスクがなく、安定した島内需要と収益が見込める在来米の存在は捨てがたく、小作料を一挙に一期作蓬莱米へシフトさせる事態へは発展しなかったのではないかと考えられるのである。

Ⅲ. 小作料の減額と納入物の品質について

蓬莱米の普及に当たって、小作料の減額措置や地主による肥料代の補助など様々な蓬莱米優遇策が実施されたというのが、これまでの通説となっている。安藤泰夫氏は大正末期の状況を次のように紹介している(14)。

一、種子及び肥料代全部又は一部を地主が負担し、小作料は従来通りの石数を内地種籾で納入せしむ。

一、小作料台斗一石に対し肥料代補助の意味で一円宛地主より小作人に給与し、小作料は従前通りを内地種籾で納入せしむ。

一、従来の小作料を廃し、種子及び肥料代を地主が負担し、直接地主の指導の下に内地種を第一期に栽培せしめて、作の良否に拘わらずその全収量を地主が収納し、第二期作は全く小作人の自由にまかせ、収益全部を小作人の収益とす。

一、従来の小作料の二割内外を減額して内地種籾で納入せしむ。

さらに色部米作氏は昭和に入ってから状況を、「今日では其大部分のものは従来の小作料を相当割引して蓬莱米で納入せしめて居る様になった。(15)」と述べている。こうした措置は、地主が小作籾として蓬莱種を受け取る方が有利であるからというのがその理由である。総督府殖産局『台湾に於ける小作慣行 其の一(台北州管内)』(昭和6年10月)

二三、「小作条件として種子、肥料、資金等の貸与又は補助」にも、

一般に小作条件として種子、肥料、資金等を貸与することなし、但し……唯蓬莱種栽培の当初に於ては小作料を同種籾にて納入すべきを条件とし、肥料の一部(甲当大豆粕二・三枚、小作料籾百石に付大豆粕十枚乃至二十枚)を補助すべきことを定めることは相当広く行はれたる所にして、現在に於ても稀に其の事例存す。

とあり、上記の根拠を裏付けている。確かに地主側にとっては小作籾を蓬莱種で受け取ることは大きな利益につながったが、そのための見返りとして、交換条件的に小作料の減免や肥料代の補助といった措置を実施に移したわけではなかった。『新報』大正12年(1923)11

月 17 日の記事によると、基隆金山庄で内地種米の試作が開始されたところ、在来種の二倍の値がついたため、地主が小作料の内地種への変更を主張しだした。ところが在来種に比べ内地種米の栽培には格段に多くの手間とコストがかかるため小作人側が内地種での納入を拒否、ついに小作争議に発展する気配を見せたのである。そこで郡守が乗り出し、

- ・小作料十石に対し、大豆粕 6～8 枚を小作人が支払った場合、小作料は 1～2 割減額。
- ・地主が肥料代を負担した場合は小作料変更なし。
- ・契約期間を満 6 年以上とする。

という条件で妥結を見たということである。ここでは郡当局が関与したが、『台湾ニ於ケル小作問題ニ関スル資料』（殖産局農務課、昭和 5 年 3 月）第七「地方ニ於ケル小作改善事業」によると、

（台北）州ニ於テハ此ノ機会ニ於テ地主小作人ノ協調ヲ図ルト共ニ旧来ノ契約方法ヲ改善セシムルノ急務ナルヲ認め、・・・・・・而シテ各市郡ニ於テハ大体次ノ如キ方法ニ依リ両者間ヲ協調シ争議ヲ未然ニ防止シ得タリ。

とあって、台北州当局が各郡に働きかける形で仲介に動き、ほぼ一律の減免措置を講じることでトラブルの拡大を防いだのであった。このように蓬莱米出現時の小作料減額、肥料代補助という措置は、地主側が自主的に条件提示したものではなく、当時ようやく開始されたばかりの小作改善事業の波を背景として、地方当局が業間間の協調を具体化したものであった。ただ、地方政府の働きかけがあったとはいえ、地主側がこうした小作人からの要求に妥協した背景はどこにあったのだろうか。そこまでして内地種米を確保したかったということに加えて、当時の状況を分析する必要がある。『各州小作慣行調査』『台北州小作慣行』（大正 9 年殖産局調査）の第一、耕地貸借ノ多少及難易 は新莊郡の状況を次のように伝えている。

大正七八年頃ニ於テ一般米価騰貴ノ為小作農自ラ奪耕又ハ競争小作ヲナシ、加フルニ製糖会社に於テモ亦競争小作ヲナシタル結果、一般ノ小作者ハ非常ナル困難ノ状態ニ陥リ、為ニ地主側ニ於テハ益々小作料ヲ引上げ最高者ニ小作セシメントスル状態ナリシガ、大正九年末期ヨリ世界的経済界ノ変動ニ伴ヒ米価大暴落ノ結果、一般米農者ハ大打撃ヲ受ケ大ニ狼狽ヲ極メタリ、仍テ小作者ハ自ラ退耕、辞田又ハ小作ノ解約或ハ耕作中止、或ハ転業者続出シ、為ニ地主側ニ於テハ極力小作人ヲ慰撫シ、小作ノ勧誘ニ努メ、或ハ小作料ノ二三割ヲ減下スル等ノ手段ニ出デツツアルモ、目下尚小作セシムルニ困難ナルノ状態ナリ。

1910 年代の米価上昇に大正 7 年(1918)夏のシベリア出兵が重なり、ついには同年 8 月に米騒動が勃発。台湾米価格も空前の上昇を見たが、大正 9 年(1920)末には世界経済の変動により米価が大暴落し、そのため小作人の退耕が続出する事態となったという。蓬莱米出現前夜の台湾は、小作関係において「買い手市場」と「売り手市場」が一挙に逆転、地主があの手この手で小作人の確保を試みる事態となっていた。地主も小作人も米価動向に非常に敏感であったことが推測できる。そこへ蓬莱米が登場。地主は利益が稼げると読んで

とびついた。加えて小作人が負担する生産コストの増加は避けられず、やむを得ず小作料の減額等を受け入れたものと考えられる。即ち、小作料の減額措置を蓬莱米の出現とのみ結びつけて考えるのは適当ではなく、地主・小作・当局の三者の思惑と台湾米を取り巻く社会的・経済的状况の中に、蓬莱米もその一つの重要な要素として位置付けて考察すべきであろう。

IV. 小作料問題について

(1) 小作料の上昇について

表6は収穫量に対する小作料の割合(小作料率)を示したものである。これを見ると、昭和に入ってからには上がったりが下がりといった状態で、蓬莱米の生産が本格化した後も小作料率が右肩上がりとはならなかったことを示している。しかも、この表では昭和に

表6. 甲当の小作料率

年代	小作料率 (%)
1927	47,60
1928	50,19
1929	52,14
1930	51,73
1931	53,22
1932	47,38
1933	53,92
1934	51,56
1935	52,91
1936	52,81

(出典：『台湾米穀経済論』

第163表)

表7. 等級別小作料率の推移

(新竹)				
調査年	(上)	(中)	(下)	(平均)
大正4年	49,6	48,6	45,0	47,7
9年	55,2	55,3	49,9	53,5
13年	53,59	53,67	53,92	53,73
昭和2年	50,7	50,6	50,6	50,6
5年	54,5	55,4	55,1	55,0
12年	55,0	53,9	53,4	54,1
(台北)				
大正13年	53,08	52,60	51,88	52,52
昭和2年	53,3	54,3	53,9	53,8
12年	51,3	50,7	47,5	49,8
(台中)				
大正13年	52,45	51,93	51,43	51,94
昭和2年	49,6	48,8	49,0	49,1
12年	55,9	50,1	48,7	51,6

(出典：新竹庁農会『新竹庁下ニ於ケル小作慣行』、『各州小作慣行調査』

『台湾に於ける小作事情と其の改善施設』、『小作料ニ関スル調査』、『耕地貸貸経済調査』より作成)

入ってからの小作料率の変化にしか目を向けていないところに大きな問題がある。そこで

もう少し遡って地域別の状況を見てみることにしたい。表7は各種の調査資料をもとに、新竹・台北・台中における小作料率の推移を表したものである。

新竹地域から見てみよう。まず大正4～9年にかけて大幅に上昇していることがわかる。それが大正9年から13年にかけては上田・中田を中心にやや下落に転じており、その傾向は昭和2年まで続いている。その後、昭和5年へ向けては上昇するものの、蓬莱米の生産・移出が軌道に乗る昭和5年以降は停滞か、むしろ下降気味の状態です。昭和12年に至っている。

台北地域については、新竹ほどの細かい統計がないが、同様に昭和2～12年の十年間に小作料の割合は下落している。さらに大正13年を基準として見ても昭和12年の方が低くなっている。

次に台中については、大正13年から昭和2年の3年間にかなり大きく下落していることがわかる。これは新竹とほぼ同様の動きである。また、大正13年と昭和12年を比較すると、上田を除き率は下落している。

以上、全体的に見て言えるのは、蓬莱米栽培と“内地”移出の拡大期に、小作料率はほとんど上昇を見ていないか、もしくは停滞気味であったということである。これは予想に反した結果と言っても過言ではないが、この問題を解くには大正期における小作料の推移とその背景を探ることが必要であろう。

上述のように、表7の新竹地域部分を見ると、大正4年から9年までの上昇幅が大きい。それ以前はどうであったのか。清朝統治期の小作料（小租）は、収穫高のおよそ40%から60%であったという(16)。日本領台初期においても「(小作料は) 田ニ在リテハ全収穫ノ十分ノ四乃至六ヲ通常トシ・・・(17)」というように、清朝時期とほぼ同じ割合であったと見られる。総督府殖産局農務課『各州小作慣行調査』「新竹州小作慣行」(大正9年調査)第十八 小作慣行ノ変遷 には興味深い記述がある。

時運ノ推移ニ從ヒ州下ノ小作慣行モ種々変遷セシハ想像ニ難カラズ・・・小作料ハ漸騰シ其ノ収穫高ニ対スル割合ハ大正五年ノ調査に依レバ四割七分七厘ナリシモノ今ヤ前頭ノ如ク五割三分五厘ヲ算シ最近五カ年間ニ五分八厘ノ累進ヲ示セリ 尚契約条項ハ粗ヨリ密ニ移リ而シテ小作人ノ義務ノミ増加シ著シク片務的トナレル觀アリ而シテ此ノ変遷ノ転機トモ稱スベキハ明治四十年前後及大正八年ノ頃ノ兩度ナルガ如シ。やはり大正時代における小作料率の上昇を裏付けた上で、小作慣行の転機は明治四十年前後と大正八年頃だと述べている。この指摘は重要である。『中部産米ノ取引及金融ノ沿革』(台湾銀行総務部、明治44年8月)第四章 移出米の發達 には、

四十年ハ稀有ノ高値ヲ示シ、之ニ次クモノハ四十三年ナリトス 而シテ此ノ兩年ニ於ケル内地平均相場ト地元平均相場トヲ對比スル時ハ最高平均相場ノ差ハ四十年ハ僅ニ五十八錢九厘ニシテ四十三年ハ七十錢四厘ニ過キサレモ尚且ツ移出ノ行ハレタル所以ノモノハ四十年ハ前年二期作ノ風害ヲ被リテ収穫ヲ減シタルモノアルニ際シ内地ニ於ケル取引相場昂騰シタルヲ以テ既ニ一二月ニ於テ多大ノ移出ヲ為シ品薄ヲ告ケタル

ニ加へ北部隘勇線ノ需要起リテ食糧米ニ欠乏ヲ来サントスルノ実況ナリシヲ以テ三月以降産地ニ於ケル相場ハ奔騰シテ殆ント内地相場ト同一ナル高値ヲ現ハシ・・・・・・とある。“内地”への在来米移出が本格化し、それに伴って米種改良事業もスタートしたことに加え、内地相場の高騰に引きずられる形で島内の取引価格が騰貴した時期、それが明治40年(1907)であった(18)。つまり、この時期の小作料率の上昇は、台湾米が日本の食糧需給構造の中に組み込まれていく事態を如実に反映したものであったと言えよう。また大正8年(1919)は“内地”で勃発した米騒動による米価急騰が背景にあったことは容易に想像できる。表7に見える新竹での大正4年から9年にかけての小作料率の急上昇には米価の急騰が敏感に反映していたということである(19)。台湾銀行調査課が大正9年(1920)7月に刊行した『台湾ノ米』第五章 米作経済 は、大正4、5年以降の状況を次のように記している。

大正四、五年度以降現在ニ至ル近々数年ノ間ニ於テ、田ノ売買価格騰貴率ハ、上田中田ヲ通シテ三倍強、下田四倍強ニ相当スルヲ知ルヘシ、而シテ最近田地価格カ此ノ如キ異常ナル騰貴ヲナセル所以ハ、畢竟一般物価、特ニ米価ノ昂騰ニ基因スルヤ勿論ナリト雖、又他面ニ於テ、投機的土地熱ノ勃興ニヨル所大ナル可シ。

米価の高騰は田地の売買価格の騰貴をもたらし、数年で3～4倍にものぼったというのであるから、まさしく“投機的土地熱の勃興”即ちバブル状況の出現であった。先に示した「新竹州小作慣行」(大正9年度調査)の第十九 地主ト小作人トノ移動状況並ニ其ノ変遷 には次のようにある。

農地ニ於ケル小作人ノ変換繁多ニシテ小作競争ノ増加、小作契約ノ片務的ナル小作料ノ高率ナル共ニ之ガ反面ヲ語ルモノト云フベシ 加之土地ノ売買ハ逐年累増シテ地主ノ移動繁ク常ニ小作関係ノ動揺ヲ見ル等寒心ニ堪ヘザルモノアリ。

新竹においても米価高騰による小作競争の激化、耕地価格の騰貴は、地主による小作料の引き上げと小作権の動揺に直結したのであった。このような急激な小作料率の上昇＝収益分配率の偏重に対して、総督府殖産局は小作料のガイドライン設定の必要性を感じるようになっていた。大正9年調査の「新竹州小作慣行」六、小作料決定ノ標準ヲ制定スルコトには、

現行ハ何等標準ナク地主小作人間ニ商議決定スルモノニシテ小作競争ノ結果小作料ハ自然糴上ゲラレ逐年収益分配率ニ偏重ノ加ハルハ否定スベカラザルノ事実ニシテ小作料ノ標準制定ハ目下ノ急務ナルベシ。而シテ其ノ基準ハ大正元年頃ノ小作料ヲ以テ正當ナリト認ム。即チ以後ノ増収ハ米種改良肥料ノ奨励及技術ノ進歩ニ依ルモノニシテ直接耕作者ノ取得スルヲ以テ至当トスベク假令地主ハ負担ノ増加アリシト雖モ米価ノ騰貴ニ依りて充分之ヲ償ヒ得ベケレバナリ。

とある。大正に入ってから小作関係が大きく変化してきたことが窺える。小作料決定の基準を大正元年頃の小作料とすべきだという見解を打ち出していることからしても、大正年間において収益分配率がいかに地主側に偏重を来していたかがわかる。小作料の割合

は蓬莱米出現以後に上昇したのではなく、明治末期から大正にかけて、特に 1910 年代の“内地”市場での台湾米の需要拡大と米価上昇が小作慣行の変化をもたらす中で一挙に上昇を見たのであった。

さて、表 7 に戻ってもう少し小作料率の推移を分析してみたい。新竹ではそれまでの上昇カーブから一転、大正 9 年から大正 13 年、さらには昭和 2 年へと下降線を辿っている。時代的背景については前章において若干言及したところであるが、大正から昭和初期にかけての米相場の動向を概観すると、まず大正 3 年にやや下落したものが、同 5 年から上昇に転じ、8 年にピークを迎える。それが翌大正 9 年からは恐慌の影響を受けて暴落、その後やや持ち直したものの大正 13 年には再び低落傾向を示し、その状況から抜け出せないまま昭和 2 年に至る。そして、その年を底に相場も多少の上向き歩調に移るのである(20)。この流れを表 7 と見比べてみると、小作料率の推移とほぼ一致していることがわかる。これは当然の事ながら、米価動向や小作競争の激化、また前章でふれたような不況時における退佃の増加などの現象が、小作料に率直に反映されていた証と考えるべきであろう。

しかし、台湾米の救世主となる蓬莱米が登場する大正 10 年代から昭和初期においても、収穫高に対する小作料の割合が減少傾向を示したままであることについては、さらに検討を加えなければならない。

蓬莱米登場時に小作料の減額や肥料代の補助などが実施された背景については既にふれたところである。地主側は若干の負担増があっても蓬莱米のもつ競争力と価格の高さに期待したわけであるが、この点は流通業者も同じであった。『新報』は蓬莱米の登場が引き起こした混乱を再三にわたって伝えている。大正 15 年(1926) 7 月 1 日に掲載された三井の菅沼邦彦の談話は、「何分市場が投機化しているので自ら進んで思惑をしないつもりでも売買共に他から仕掛けてくるので(21) 受け身にならざるを得ないと嘆いている。自分からは仕掛けていないというのが事実かどうかはわからないが、蓬莱米が投機の対象となり、取引がかなり不安定化していたことは間違いないようである。昭和 2 年(1927) 3 月 4 日には、「要は弊害不安一掃の方法」「登録よりも相手の選択」「堅実な取引を望む」などといった見出しで、島内有力米商のコメントを一挙掲載している。即ち、

今日極端に投機化した過渡期の島米取引を堅実に導き弊害不安を一掃し得るかといふことは米界当面の問題として・・・ (方協豊)

昨年来仲立業者の増加に連れて島米取引の投機化を助長し、不渡其他の弊害続出、稀有の紛争を惹起するようになった。(瑞泰)

ブローカーの数は今や移出商組合員の二倍に上るという盛況で、従来移出商の店頭に来た初摺業者や仲買の八九分通りまで之等ブローカーを介して売買し、而も多くはバック商内に転化しているので取引の不安はいよいよ絶頂に達した観がある。(和豊) といった具合である。まさに蓬莱米を動かせば必ず儲かると踏んだ米穀ブローカーが雨後のタケノコのように看板を上げ、移出業者も混乱を極めていた。森忠平氏は「蓬莱米の取引(下)」(『台湾時報』昭和 10 年 2 号)の中で、大正末期から昭和の初めにかけての取引

は、極端から極端へと取引相場を繰り返したため、朝に巨万の富を獲得したものが、夕には無一文となるような“紊乱時代”であったと述べている。事実、こうした混乱の中で、昭和2年の内には内地資本と対抗関係にあった泉和組が蓬莱米買い占めに失敗、次いで台湾資本の中心であった瑞泰も破綻する事態にまで至ったのである(22)。

さらに米取引の問題に加え、始まったばかりの蓬莱米栽培に大きな打撃となったのが病気の発生であった。蓬莱米の母とも呼ばれた末永仁によると、大正15年(1926)の一期作が稀有の天候不順に見舞われ、蓬莱種に稲熱病が大発生、当時中心的品種であった「中村」の被害は最悪で、平均4割以上の減収、中には全滅の箇所も出たほどであった(23)。この年6月の『新報』は連日のように蓬莱米の被害状況を伝えている。そこには「成熟期に入り蓬莱米の病害激甚、中南部五割減、北部三割減説」(6月19日)、「蓬莱米の減収約三割、惨憺たる病害の跡」(6月21日)などという見出しが踊っており、現地レポートの内容を詳しく読むと被害の深刻さが伝わってくる。大正15年の稲熱病(いもち病)大発生は、翌昭和2年の蓬莱米作付けを大きく減少させる結果となった。

ここまで見てきたように、大正末期から昭和初期に至る数年間は、蓬莱米にとっては大きな期待を背負っていたと同時に、栽培・取引ともに大変な混乱の時期でもあったのである。表7における大正13年から昭和2年にかけての小作料徴収割合の減少、乃至停滞傾向は、こうした状況が反映したものと考えられる。しかし、そうだとしても、まだ疑問は残る。新竹を例に考えてみた場合、小作料の割合は昭和2年から12年までの10年間に平均3.5%の上昇をみせているが、そのほとんどが昭和3年までの間に上昇し、その後の7年間はむしろ低下していることに気付く。つまり、蓬莱米の生産と移出が最も拡大した時期においても、小作料は55%程度で推移していたということである。台中における上米の上昇率はかなり大きいですが、それでも統計上で見る限り平均56%に達することはなかった。こうした点から考えると、大正8、9年頃のピークに向けて大幅に小作率が上昇し、その後、一旦下落して再び上向きのカーブを描くものの、この1920年頃の小作率(新竹の場合55%前後)がほぼ上限であり、それを超える徴収比率で小作料をとることは事実上不可能だったのではないかと思われるのである(24)。蓬莱米が普及し栽培技術も向上したことによって、単位面積当たりの収穫量が増加し、小作料額も実質的に増加したとしても、蓬莱米の登場・普及とともに小作料率が上昇することはなかったと結論付けてよいであろう(25)。

(2) 積地金の変化について

小作人の負担、換言すれば地主側の利益を考える場合、小作料とともに重要な意味を持つのが積地金である。一種の敷金であった積地金は小作契約時に地主に支払われ、退佃時に利息はつけず元金のみが小作人に払い戻されるのが通例であった。もちろん、小作料の滞納・不払いに対する保証金的性格を持っているので、その分が差し引かれて返還されることもあった。無利子であるため、地主にとっては小作契約が継続している間にその資金

を有利に運用すれば、そこから生まれた利益は丸ごと自らの収入になるという仕組みになっていた。

磧地金については小作料以上にまとまった資料がないため、明治・大正期の状況については断片的な比較にとどめざるを得ない。その中で、どうにか一甲当たりの磧地金の変化を追うことができるのは新竹南部の苗栗である(26)。

明治 40 年(1907) → 大正 5 年(1916) → 昭和 4 年(1929) → 昭和 14 年(1939)
 46 円 72 円 105 円 200 円超、最高 900 円

これを見ると、磧地金の額は 30 年余りの間に右肩上がりの上昇曲線を描いている。しかも昭和 4 年からの 10 年間に激増とも言える急カーブで金額がアップしている。つまり、蓬莱米の生産と移出の拡大に呼応するかのようには磧地金が増額していたということである。この点について、台北地域における状況をさらに詳細に表しているのが表 8 である。

表 8. 台北における一石当たりの磧地金比較 (円)

地域	昭和 6 年(1931)	昭和 11 年(1936)
七星郡	1 ~ 2	3,03 ~ 4,25
淡水郡	2 ~ 3	3,70 ~ 4,98
基隆郡	1 ~ 3	1,48 ~ 3,23
宜蘭郡	1 ~ 2	2,03 ~ 2,85
羅東郡	1 ~ 2	2,08 ~ 2,25
蘇澳郡	2	2,10
文山郡	1 ~ 3	1,72 ~ 3,33
海山郡	2 ~ 3	3,48 ~ 3,90
新莊郡	2	4,00 ~ 4,48

(出典：『台湾に於ける小作慣行 其の一 (台北州管内)』二八、小作契約に関する保証及び『台北州の小作事情と其の改善施設概要』二、磧地金 より作成)

これを見ると、小作料の上昇に比べはるかに大きな割合で増加している。特に、七星・淡水・海山・新莊などの郡では 5 年間で急激な伸びを示していることがわかる。即ち、蓬莱米の生産が本格化する時期において顕著な増加を見せたのは、小作料率ではなく、磧地金の方であったということである。これには複数の要因があるものと思われる。ひとつは、小作慣行改善事業の進展で短期間の小作契約ができにくくなったことが考えられる。それまでは 1 ~ 3 年程

度で小作契約が切れることが多く、地主側は新たに契約を結ぶたびに磧地金の納付を求めることができた。しかも、口頭での契約が主だった時期には中途での契約打ち切りも珍しくなく、地主の懐には頻りに磧地金が入ってくるシステムができ上がっていた。それが改善事業のために文書契約が進み、原則的には一旦磧地金が納められると、切れるまでの期間(5 ~ 6 年が一般的)は地主の方に磧地金が入らないことになった。そこで地主は磧地金の額を引き上げる方向で融通資金の調達を図ったと考えるのが自然であろう。

そしてもう一つは、小作料との関係である。台北州勸業課『台北州の小作事情と其の改

善施設概要』第三、小作料並積地金調は、積地金と小作料の関係を次のように記している。

地主特に資金を要するが如き場合には小作料を幾分低下して積地金額を高くするが如きものあり。又之に反し積地金額を低下して小作料額を幾分高くするが如き事例も行はるるものあるを以て、・・・・

つまり小作料と積地金は相互に補完的な役割を保ちながら、地主の経済基盤を支えていたのであった。

清朝時代における積地金については、松田吉郎氏の研究がある(27)。そこで明らかにされたことの一つは、積地金が主にその土地に投下した水利施設建設費を指す工本銭的性格を強く有していたということであるが、本節で検討を加えたように蓬莱米栽培が開始されたあとの積地金は、清朝時代と比べると小作料の保証金的側面が一段と増したものとなっており、さらには 1930 年代において、率としては頭打ち状態にあった小作料収入を補う新たな“資金源”として位置付けられるようになっていたと言えるであろう。

おわりに

小稿で明らかにすることができた点をまとめておきたい。①蓬莱米登場後における小作料の第一期作への偏重という事態は、従来考えられていたようには進行していなかったと考えられる。新竹における小作料の一期徴収は清朝統治時代からのものであり、台北においても顕著な変化を見出すことはできなかった。②蓬莱米登場期の小作料減額については、小作紛争の激化を憂慮した官側の動きと第一次世界大戦終了後の不況による米価の暴落という事態にも注意を払うべきで、地主の積極的な動きととらえるべきでない。③小作料率は 1919 年ごろにほぼ限界点に達しており、“蓬莱米後”においてもそれ以上に徴収割合がアップすることはなかった。しかし、その点を補う意味で積地金は大幅に増額されていった。

また、今回考察を行う過程でわかってきたことは、小作料の徴収時期、小作料減額の意味、さらに小作料の上昇と積地金の問題などについて、蓬莱米との関連において分析を行おうとすれば、むしろ“蓬莱米以前”に目を向ける必要があるということである。この点は当然の結論であるにも拘わらず、実際には従来ややもすれば抜け落ちがちな視点であった。

日本領台後においても、基本的には清朝統治期からの小作慣行が受け継がれており、それが大きく変化するのが 1910 年代であったと思われる。従ってこの時期を中心とした大正期における変化の実態や背景を分析することなしには、蓬莱米が小作慣行に与えた影響を議論することは難しいと言っても過言ではないであろう。この点を再確認した上で、今回議論の対象にできなかった小作期間や佃頭存在などについても稿を改めて検討したい

と思う。

註

- (1) 数少ない専論として、松田吉郎「日本植民地時代台湾における小作慣行改善事業について」(『兵庫教育大学研究紀要』第15巻第2分冊、1995年2月)、葉淑貞「台湾日治時代租田制度的運行」(『台湾史研究』第2巻第2期、1995年12月)がある。しかし、どちらも小作改善事業との関係に視点を置いて、いわゆる“蓬莱米以後”を中心に論じている。
- (2) 松田吉郎「日本統治時代台湾の土地制度と農業生産力」(『兵庫教育大学研究紀要』第24巻、2004年2月)参照。
- (3) 前掲、1995年松田論文。2. 台湾の小作慣行 参照。
- (4) 川野重任『台湾米穀経済論』第5章 米穀商品化の機構 p.235
- (5) 同上 p.236
- (6) 梶原通好「本島の小作問題と地力問題」(『台湾農事報』229号、1926年1月)、安藤泰夫「蓬莱米に就て」(『台湾農事報』218号、1925年1月)
- (7) 註(4)に同じ p.233
- (8) 劉英漢「台湾小作問題に対する一考察(上)」(『台湾農会報』第1巻8号、1939年8月)
- (9) 前掲、1995年松田論文。1. 小作慣行改善事業の開始
- (10) 註(4)に同じ p.239
- (11) 黄登忠・朝元照雄「植民地時代台湾の農業政策と経済発展」(『エコノミクス』第6巻2号、2001年11月)後に『台湾農業経済論』(税務経理協会、2006年11月)所収。
- (12) 同上
- (13) 前掲、葉淑貞論文の表7によると、蓬莱米栽培に必要な甲当たりの肥料代は在来米の1.8～2.47倍であったという。
- (14) 前掲、安藤泰夫論文。
- (15) 色部米作「台湾産内地種蓬莱米に就て」(『大日本農会報』昭和4年10月号)
- (16) 劉素芬「十九世紀龍井林家的土地経営」(『台湾史研究』第2巻2期、1995年12月)
- 三、租佃関係分析
- (17) 『台湾旧慣制度調査一斑』 p.129
- (18) 移出増に向けての米種改良事業については、拙稿「1910年代台湾の米種改良事業と末永仁」(『東洋史訪』12号)参照。
- (19) 台中州内務部『小作料、小作期間並ニ小作権ニ関スル調査』(大正14年12月)総説には、「大正二年末ノ平均小作料甲当官料三十五石ニシテ大正十二年末平均小作料官料四十六石ニシテ、三割ノ騰貴ヲナセルヲ見ル」とある。
- (20) 財津亮蔵「本島に於ける耕地の賃貸経済に就て」(『台湾農事報』285号、1930年8月)

(21) 「米商の米観 (十一)」

(22) 中嶋航一「台湾総督府の政策評価 ～米のサプライチェーンを中心に～」(『日本台湾学会報』第8号、2006年5月) 第2節 初期殖産政策：1904年～1929年

(23) 末永仁『台湾米作譚』五、中村種より台中六十五号まで

(24) 前掲、1995年松田論文。2. 台湾の小作慣行 参照。

(25) 前掲、1995年松田論文。2. 台湾の小作慣行 には「要するに台湾の小作料率は極めて高いのであった」と述べている。

(26) 1907年の金額は邱振成「桃園、新竹、苗栗三庁管下小作制度調査(七)」(『台湾農事報』34号、明治42年10月) 記載の調査記録より筆者が算出。1916年は新竹庁農会『新竹庁下ニ於ケル小作慣行』(大正6年7月)「一甲当敷金額並ニ其ノ小作料ニ対スル敷金ノ割合」、1929・1939年の数字は劉英漢「台湾小作問題に対する一考察(上)」(『台湾農会報』第1巻8号、1939年8月) 六、積地金 の記録による。

(27) 松田吉郎「台湾の水利事業と一田両主制 ～埔価銀・積地銀の意義～」(中央研究院台湾史田野研究室『台湾歴史的な土地問題』1992年12月) 後に『明清時代華南地域史研究』(汲古書院、2002年2月) 所収。